## 田北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 

◇ 公 告

ページ

○ 北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書についての環境 の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】

2

北九州市公告第788号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第2項の規定により意見を求められた北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月15日

北九州市長 北 橋 健 治

本事業の事業実施区域においては、国内希少種に指定されているチュウヒの存在が確認されている。今後の環境影響評価の実施に当たっては、チュウヒが営巣・繁殖している可能性を踏まえ、適切な調査を実施すること。

また、本事業の事業実施区域周辺には、環境省から「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されている曽根干潟が存在する。ついては、事業実施区域におけるバードストライクの影響評価に当たり、曽根干潟とその周辺を鳥類がどのように利用しているかを十分に調査の上、予測・評価を実施し、可能な限り影響の低減や回避に努めること。

以上の鳥類調査を行うに当たっては、時期や手法、調査頻度等について、必要に応じて専門家の意見を聴きながら実施すること。